



平成21年 5月25日

各 位

会 社 名 株式会社 池 田 銀 行
代表者名 取締役頭取 服 部 盛 隆
(コード番号 8 3 7 5 東証・大証第1部)
(TEL 0 7 2 - 7 5 1 - 3 5 2 6)

転換社債型新株予約権付社債の繰上償還について

当行は、本日開催の当行取締役会において、株式会社池田銀行第3回劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の繰上償還を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 繰上償還を行う理由

当行と株式会社泉州銀行は、本日別途ご案内の「株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行の共同持株会社設立（株式移転）に関する契約締結及び株式移転計画書の作成について」にありますとおり、株式移転の方法により共同持株会社を設立することについて合意し、本日開催の当行取締役会において、株式移転計画を作成すること、並びに当該株式移転計画の承認を求める議案を平成21年6月26日開催予定の当行の定時株主総会に付議することを決議いたしました。両行は、株主総会の承認決議等所要の手続きを経た上で、平成21年10月1日を効力発生日（予定）として、株式移転の方法により共同持株会社である株式会社池田泉州ホールディングスを設立し、その完全子会社となる予定です。これに伴い、現在証券取引所に上場されている本新株予約権付社債については、上場廃止となる予定であることから、本新株予約権付社債の社債要項に基づき、下記のとおり繰上償還を実施することといたしました。

なお、当行は、かかる繰上償還の結果取得する本新株予約権付社債に付された新株予約権を、同時に無償にて消却いたします。

2. 繰上償還の方法

未償還残高の全額繰上償還によります。

3. 繰上償還する銘柄

株式会社池田銀行第3回劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債

4. 行使請求期間満了日

平成21年9月10日（木）（予定）

なお、新株予約権の行使は、社債要項上償還日の前銀行営業日まで可能となっておりますが、振替債については償還日の2銀行営業日前の日（平成21年9月9日（水）（予定））までとなりますので、ご注意ください。また、株式等振替制度下においては、実務上必要とされる手続（当行株式の振替を受けるための口座の開設を含みます。）の関係上、下記繰上償還期日の直前期間における新株予約権の行使が制約される可能性があります。

本新株予約権社債に付された新株予約権の行使請求を行い、当行の普通株式へ転換することをご希望の方は、行使請求に要する書類が行使請求期間満了日（但し、上記制約を受ける可能性があります。）までに行使請求受付場所（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するよう、お早めにご請求ください。

5. 繰上償還期日

平成21年9月11日（金）（予定）

6. 上場廃止日

平成21年9月4日（金）（予定）

7. 繰上償還金額

額面100円につき金101円

（注）繰上償還期日以降、社債券裏面記載の元利金支払場所で、社債券と引き換えにお支払いいたします。但し、振替債への移行分については、社債、株式等の振替に関する法律及び株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の規則に従いお支払いいたします。

8. 繰上償還の条件

平成21年6月26日開催予定の当行の定時株主総会ならびに種類株主総会、株式会社泉州銀行の定時株主総会において、上記株式移転計画の承認を求める議案が承認されることを条件として、繰上償還を実施いたします。

（ご参考）

株式会社池田銀行第3回劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債の概要

1. 発行日	平成16年1月22日
2. 発行総額	100億円
3. 未償還残高※	53億42百万円
4. 従来償還期限	平成23年3月31日
5. 利率	年1.1パーセント
6. 転換価格	5,043円

※ 平成21年4月30日現在の残高を記載しております。

以 上